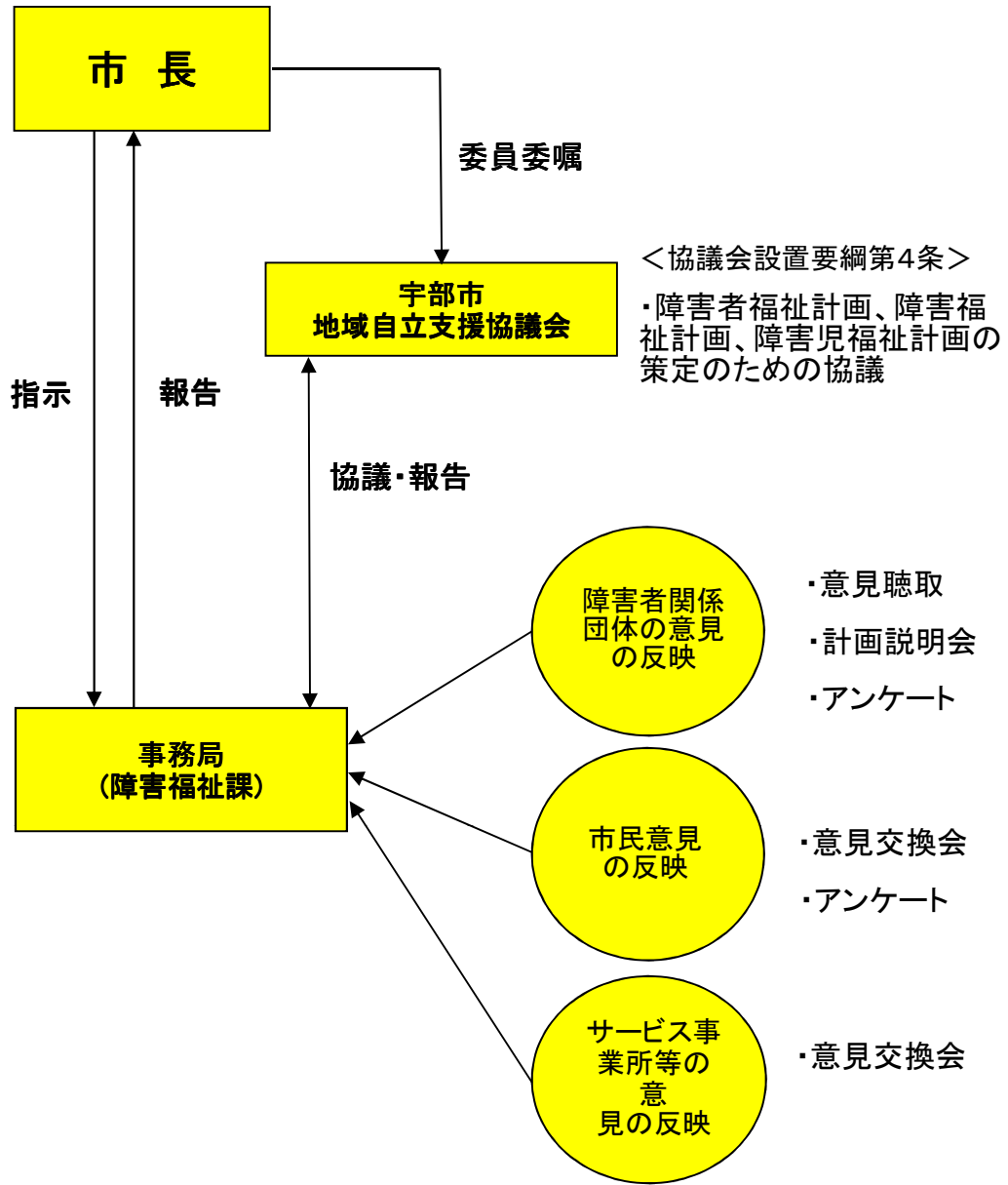


1 計画策定体制



2 策定経過

開催日	会議名等	内容
平成 29 年 6 月 27 日	第 1 回宇部市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次宇部市障害者福祉計画及び第 4 期宇部市障害福祉計画の実績報告 ・次期計画の策定スケジュールと方向性の説明
平成 29 年 7 月 24 日 ～ 平成 29 年 8 月 22 日	障害福祉に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳をお持ちの方の中から、1,000 人にアンケートを実施 ・インターネット市民モニター（460 人）にアンケートを実施
平成 29 年 7 月 29 日	計画策定のための意見交換会 (第 1 回、第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消と社会参加（障害者理解、バリアフリー、就労、文化スポーツ） ・障害者が地域で安心して暮らすための支援体制（障害福祉サービス、相談支援、親亡き後、緊急時）
平成 29 年 8 月 5 日	計画策定のための意見交換会 (第 3 回、第 4 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の療育、教育 ・高齢者福祉計画への提言（高齢者施策全般、本人や家族の高齢化障害福祉サービスから介護サービスへの移行）
平成 29 年 9 月 7 日	障害者団体からの意見聴取	意見提出団体数 8 団体
平成 29 年 10 月 3 日	コミュニケーション支援団体等との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次宇部市障害者福祉計画の実績及び第四次宇部市障害者福祉計画の説明 参加団体数 5 団体
平成 29 年 10 月 17 日	障害福祉サービス事業所との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次宇部市障害者福祉計画及び第 5 期宇部市障害福祉計画の説明 ・障害福祉サービス意見交換

開催日	会議名等	内容
平成 29 年 11 月 9 日	第 2 回宇部市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次宇部市障害者福祉計画の概要 ・第 5 期宇部市障害福祉計画及び第 1 期宇部市障害児福祉計画の成果目標など
平成 29 年 11 月 21 日	障害者団体への説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次宇部市障害者福祉計画の概要 ・第 5 期宇部市障害福祉計画及び第 1 期宇部市障害児福祉計画の成果目標など <p style="text-align: center;">参加団体数 8 団体</p>
平成 30 年 1 月 10 日	第 3 回宇部市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次宇部市障害者福祉計画の素案の説明 ・第 5 期宇部市障害福祉計画及び第 1 期宇部市障害児福祉計画の素案の説明
平成 30 年 1 月 19 日 ～平成 30 年 2 月 9 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案に対するパブリックコメントの実施 <p style="text-align: center;">意見提出件数 41 件</p>
平成 30 年 1 月 27 日	パブリックコメント説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案についての説明会 <p style="text-align: center;">参加者数 8 人</p>

3 障害者、高齢者の計画策定のための意見交換会の概要

(1) 開催目的

今後の市の障害者施策の方向性を示す宇部市障害福祉プラン（第四次宇部市障害者福祉計画、第5期宇部市障害福祉計画）、高齢者施策の方向性を示す第7期宇部市高齢者福祉計画の策定にあたり、今後の福祉施策へのニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に開催したものです。

(2) 開催概要

(a) 参加対象者

宇部市内に居住、通勤、通学している人

(b) 意見交換会の内容

ア 前期計画の実績報告

イ 次期計画方向性の説明

ウ 意見交換(グループ討議)

エ 全体協議

(c) 実施日及びテーマ

回	日時	時間	場所	テーマ	参加人数
1	7月29日 (土)	9時30分 ~12時	宇部市 総合福祉会館 4階大ホール	障害者差別解消と社会参加 (障害者理解、バリアフリ ー、就労、文化スポーツ)	26人
2	7月29日 (土)	13時30分 ~16時	宇部市 総合福祉会館 4階大ホール	障害者が地域で安心して暮 らすための支援体制 (障害福祉サービス、相談支 援、親亡き後、緊急時)	34人
3	8月5日 (土)	9時30分 ~12時	宇部市 総合福祉会館 4階大ホール	障害児の療育、教育	16人
4	8月5日 (土)	13時30分 ~16時	宇部市 総合福祉会館 4階大ホール	高齢者福祉計画への提言 (高齢者施策全般、本人や家 族の高齢化、障害福祉サービ スから介護サービスへの移行)	30人

4 障害福祉サービス事業所等との意見交換会の概要

(1) 開催目的

宇部市障害福祉プラン(第四次宇部市障害者福祉計画、第5期宇部市障害福祉計画、第1期障害児福祉計画)の策定するにあたり、障害福祉サービス事業所等での支援の現場の現状や課題を把握するとともに、目標達成に向けての方策についてご意見を伺うことを目的に開催したものです。

(2) 開催概要

(a) 参加団体

宇部市に住所を有する障害福祉サービス事業所のうち、参加を希望する事業所

(b) 参加人数

38人

(c) 意見交換会の内容

- ア 前期計画の実績報告
- イ 次期計画方向性の説明
- ウ 意見交換(グループ討議)
- エ 全体協議

(d) 実施方法

提供する障害福祉サービスの種別ごとにテーマを決めてグループ討議を行うことで、意見交換を進めました。(各事業者が意見交換しあうことにより、事業所間の情報の共有化とともに、連携の促進が図られるよう配慮しました。)

(e) 実施日

平成29年10月17日(火) 14:30~17:00

5 パブリックコメントと説明会の概要

「第四次宇部市障害者福祉計画」(案)と「第5期宇部市障害福祉計画」(案)及び「第1期宇部市障害児福祉計画」(案)について、市民の皆様から広く意見を聴くために、パブリックコメント並びに説明会を実施しました。

(1) パブリックコメント(意見)の募集

(a) 募集期間

平成30年1月19日(金)～2月9日(金)

(b) 応募資格

市内に居住、通勤、通学している人

(c) 計画(案)の閲覧場所

市役所本庁舎、港町庁舎、北部総合支所 他

(d) 意見の提出状況

提出者数 6人

意見数 41件

(2) 説明会の開催

(a) 日時

平成30年1月27日(土) 10時～11時30分

(b) 場所

宇部市多世代ふれあいセンター3階 第3講座室

(c) 出席者 8人

6 宇部市地域自立支援協議会について

宇部市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるため、宇部市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議並びに関係機関の実務者担当者からなる実務者会議を組織する。

2 代表者会議の委員は20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 別表1に定める関係団体等の役職員
- (2) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会の事務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
 - (2) 地域の情報と課題に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
 - (4) その他(障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定並びにその具体化に向けた協議等)
- 2 代表者会議は会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (2) 地域の情報と課題の共有に関すること。
 - (3) その他(社会資源の発掘等)
- 2 実務者会議は、原則として月1回開催する。ただし、必要に応じ随時開催するものとする。
- 3 専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、実務者会議に部会を置くことができる。

(代表者会議の委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

宇部市地域自立支援協議会委員選出団体一覧

No	区分	選出団体
1	学識経験者	宇部フロンティア大学
2	〃	宇部市障害者ケア協議会
3	障害当事者団体	宇部市身体障害者団体連合会
4	〃	特定非営利活動法人むつみ会
5	〃	在宅障害児・者と家族を支援する会
6	福祉団体	宇部市民生児童委員協議会
7	相談支援事業者	社会福祉法人南風荘（ぴあ南風）
8	〃	社会福祉法人神原苑（神原苑）
9	〃	社会福祉法人扶老会（ふなき）
10～12	福祉サービス事業者	※市内3事業者を市が選出
13	保健・医療	宇部市医師会
14	〃	山口県立こころの医療センター
15	教育	山口県立宇部総合支援学校
16	就労支援	宇部公共職業安定所
17	〃	宇部市障害者就労支援ネットワーク会議

3 用語解説

あ

あんしん歩行エリア

警察庁と国土交通省では、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策が必要な住居系地区又は商業系地区をあんしん歩行エリアとして指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的・総合的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約2割抑止するとともに、そのうち歩行者又は自転車利用者に係る死傷事故を約3割抑止することを目指す。

い

インクルーシブ教育システム

障害の有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる教育の仕組みのこと。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に corres ponding する指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

お

音声コード

紙に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボル（二次元のデータコード）のことで、このデータコードをもとに音声を出力させることができる。通常は、18mm角のコードの中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。

お気軽☆成年後見

ある特定の個人ではなく、宇部市社会福祉協議会が法人として後見人となり、組織として成年後見制度を運営する法人後見。法人後見は必要とする人を支えることで安全と安心が用意できる仕組み。

か

介護支援専門員

介護保険制度でケアマネジメントを実施する者のこと。要支援・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。

学習障害（LD=Learning Disabilities）

基本的には、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得に著しい困難を示す状態のこと。

き

基幹相談センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員（保健師等）が常駐し、相談支援事業者との連携を強化するとともに、地域全体の相談機能の充実を図る窓口のこと。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

共同受注

商品や役務などの発注に対し、受付窓口を一本化し、受注するよう調整するとともに、複数の障害福祉サービス事業所が協力して受注するシステムのこと。（これまで対応できなかった発注の取り込みが可能となり、受注量の拡大や障害者の所得向上が期待される。）

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。



グループホーム（共同生活援助）

障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供するサービスのこと。

け

ケアマネジメント

障害者や家族からの相談に応じ、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直す仕組みのこと。

計画相談支援員

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況等に応じて、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス等利用計画等の作成や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う事業者のこと。

圏域相談支援事業所

障害者、障害児の保護者、障害児（者）の介護者などからの相談を相談支援専門員が受け、関係機関への情報提供や必要なアドバイスをなど行うことにより、自立した生活を営むことができるよう支援する事業所のこと。

こ

コミュニティ・スクール

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校の教育活動を支援する制度のこと。

さ

災害時避難支援制度

ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害時に避難勧告等の災害情報の入手が困難な人や自力で避難できない人、避難に時間を要する人で家族等の支援が望めない人を対象として、あらかじめ登録した要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域単位の共助による避難支援の制度のこと。

し

住宅セーフティネット制度

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した制度のこと。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約のこと。

障害者差別解消支援地域協議会

（宇部市障害者差別解消支援地域協議会）

地域において、障害者差別を解消するための取組を効果的・円滑に行うことを目的とした協議会のこと。

障害者差別解消法

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う施設のこと。

障害者相談員

障害者又はその家族等からの様々な相談に応じ、必要な指導及び助言など行う者のこと。

障害者相談支援事業者（指定相談支援事業者）

地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者又は障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業者のこと。なお、障害者自立支援法に基づき、県知事が相談支援事業を行う事業者として指定した者を指定相談支援事業者という。

障害者就労ワークステーション

（宇部市障害者就労ワークステーション）

働く意欲のある障害者の自立を促進するとともに、市役所内の業務の効率化を図ることを目的として、平成22年5月、市役所庁舎内に設置された部署のこと。定型的な庁内業務を集約し、雇用された障害者が一括して処理を行う。

障害者就労支援ネットワーク会議

（宇部市障害者就労支援ネットワーク会議）

障害者の就労を促進するため、関係機関・団体などが連携し、連絡調整や情報交換を行うことを目的に設置された組織のこと。障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、商工会議所、障害福祉サービス事業所（就労支援）などの職員で構成。（平成19年4月に設置）

障害者見守り安心コールサービス

緊急な事態が起こったときに、ペンダント型や据え置き型の緊急通報装置のボタンを押すだけで、看護師等の専門知識をもつ職員が配置された受信センターに通報が入り、必要に応じて速やかに消防署に出動を要請する。

す

スポーツコミッション

(宇部市スポーツコミッション)

市民の多様なニーズに対応した、スポーツ機会の拡大及び健康づくり・体力づくりを推進するとともに、スポーツによる交流人口の増加と地域活性化を推進し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気なまち・宇部市」の実現、「健康長寿のまちづくり」を推進することを目的として設立。

せ

精神障害者就職サポーター

精神障害の受容や自己理解の支援、就職への不安感改善・軽減に向けたカウンセリングを行う。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等のため、判断能力が不十分な人に対し、成年後見人などが財産管理や契約などを行うときに支援する制度のこと。

本人や家族等の申立てを受けた家庭裁判所が後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力がある人が、将来判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の2つがある。

そ

相談・支援手帳（パーソナル手帳）

医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による情報の共有を図り、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有を目的として配付される手帳（ファイル）のこと。保護者や相談・支援者は手帳に必要な情報を記入でき、各種の相談・支援を受ける際に手帳を提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるようにしたもの。

た

多機能トイレ

車いすで利用でき、高齢者や障害者、乳幼児連れなどが利用できる機能のある多目的トイレのこと。トイレの不安がなく外出でき、安心して利用できる環境づくりとして、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備が求められている。

ち

地域自立支援協議会

（宇部市地域自立支援協議会）

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるために設置。

地域福祉権利擁護（権利擁護）

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、代理人が権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。

注意欠陥多動性障害

（AD/HD=attention deficit/hyperactivity disorder）

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害又は行動障害のこと。幼児期に現れる発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などが特徴。

ちょこっと活動・就労・活躍

概ね65歳以上の方が、地域で働ける場や社会を支える活動ができる場を拡大し、社会参加へのきっかけをつくります。「ちょこっと活動」「ちょこっと就労」したい人に場を提供し、「ちょこっと活躍」したい人が人材情報を登録する「ちょこ活」。

つ

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態などに応じた特別の指導を受ける指導形態（指導教室）のこと。通級指導教室の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、弱視、難聴など。

と

特定健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者が実施する健康診査。生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、早い段階で、体に起こった状態を発見し、生活習慣を改善することで病気の発症を予防しようとするもの。

特別支援教育青い鳥基金

寄附金を活用し、市内の公立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に演劇や、音楽、自然などにふれる体験活動などを行い、美しいものや優れたものと接して感動する情感豊かな心や人と関わる力を育むことにより、自立と社会参加を促す。

は

バス優待乗車証

（宇部市障害者バス優待乗車証）

障害者等の外出支援及び社会参加を支援するため、市内在住の障害者など（等級制限あり）に交付される対象路線のバス運賃が無料となる優待乗車証のこと。

はつらつポイント制度

40歳以上の方が、健康づくり活動や介護予防事業への参加、がん検診などの受診や、自ら立てた健康目標を達成するための実践活動をすることで、心身ともにより元気になることを目的とし、この活動が広まることで、宇部市全体がいきいきとした地域社会になることを目指す制度のこと。

発達障害等相談センター「そらいろ」

発達障害等のある人が安心して地域生活を送ることができるよう支援することを目的として、本人と家族及びその支援者のための身近な相談窓口のこと。

バリアフリー対応型信号機

音響により信号表示の状況を知らせたり、押ボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる機能を有する信号機のこと。

ひ

ヒアリングループ

聴覚障害者用の補聴器を補助するために、磁界を発生させるワイヤーを輪のように這わせる放送設備のこと。

ひきこもり相談支援窓口「ふらっとコミュニティ」

ひきこもりの当事者やその家族、支援者からの相談窓口のこと。

ふ

福祉避難所

寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。市では、特別養護老人ホームや障害者入所施設などと利用協定を締結している。

ほ

法テラス

国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所のこと。

防災メール

気象や地震などの防災情報、市からのお知らせなど、防災の重要な情報を携帯電話やパソコンへ電子メールで配信するサービスのこと。

法定雇用率

障害者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている、雇用している労働者総数に占める障害者の割合のこと。

補装具の支給

（補装具費支給制度）

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）を必要とする身体障害者に対して、補装具の購入又は修理などに要する費用を支給する制度のこと。

や

山口県福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備などに必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、平成9年に制定された県条例のこと。

ゆ

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮が行われた設計（デザイン）のこと。